

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について (令和6年4月分)

○ 市電

□ 重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第3条第1項（速報）に該当するもの）

・ 車両衝突（1件）

	概 要	場 所
1	【車両衝突】 運転士が郡元停留場に進入する際、前方注視がおろそかになり、当該停留場に停車していた車両に気付くのが遅れ、衝突（追突）したものの。	郡元停留場 （1系統下り）

□ 輸送の安全に係るもので、上記以外のもの

・ 道路障害（6件）

	概 要	場 所
1	【道路障害】 相手車が交差点内で電車の接近に気付き移動しようとした際、操作を誤り接触したものの。	栈橋通り交差点 （1系統下り）
2	【道路障害】 相手車が電車の進行先直前でUターン進入したため、接触したものの。	市立病院前停留場～ 中洲通停留場 （直通便上り）
3	【道路障害】 相手車が電車の進行先直前で右折進入したため、接触したものの。	工学部前交差点 （2系統上り）
4	【道路障害】 相手車が電車の進行先直前で右折進入したため、接触したものの。	市立病院前交差点 （2系統下り）
5	【道路障害】 相手車が電車の進行先直前で右折進入したため、接触したものの。	工学部前交差点 （2系統下り）
6	【道路障害】 相手車が電車の進行先直前で右折進入したため、接触したものの。	高見橋電停交差点 （2系統下り）

今回は、車両衝突（追突）事故を発生させ、市民の皆さまに多大なるご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

今後、このような重大事故を発生させないよう再発防止に取り組んでまいります。

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について (令和6年4月分)

○ 市バス

重大な自動車事故（自動車事故報告規則第4条（速報）に該当するもの）

・該当ありませんでした。

輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの
（上記を除く）

・該当ありませんでした。

**バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、
やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。**